

私立幼稚園（教育標準認定子ども） に係る財政措置等について

平成26年9月4日

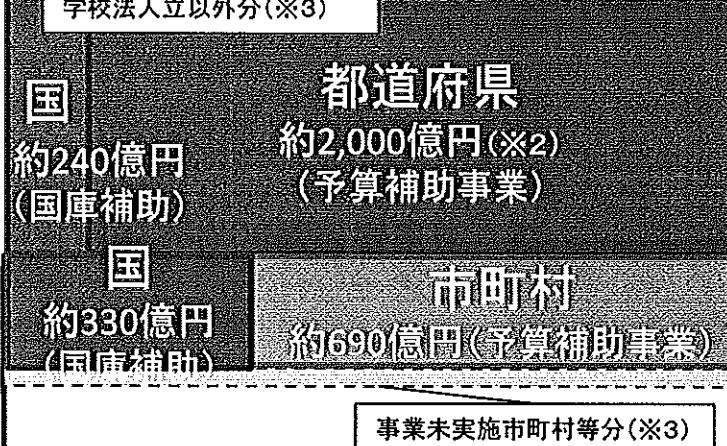
私立幼稚園の財政構造の変化(1)(質改善前ベースの基本的考え方)

- 新制度における質改善前の教育標準時間認定子どもに対する公費助成の財政構造は、現行の私立幼稚園に係る水準(総費用額、公費・私費の割合、国費・地方費の割合)と同じ水準を前提として公定価格、利用者負担、国費負担割合等を設定。すなわち、全ての私立幼稚園が新制度に移行した場合を想定した財政構造とする予定であり、この場合、全国統一費用部分は概ね66%となる見込み。(なお、新制度では、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園が公費助成の対象となることや全ての市町村において国の補助基準に従った利用者負担設定を行うことに伴う公費負担増が必要となるが、これは、基本的に、量拡充で対応する予定。)
- また、新制度に移行しない私立幼稚園については、現行どおりである。毎年度の予算において、新制度への移行見込み等を踏まえ、新制度の予算(内閣府)と私学助成等の予算(文部科学省)とを切り分けて積算することとなる。

現状(平成26年度政府予算ベース)

総費用 約6,200億円程度(特別補助等を除く ※1)

私学助成
(一般補助※1)

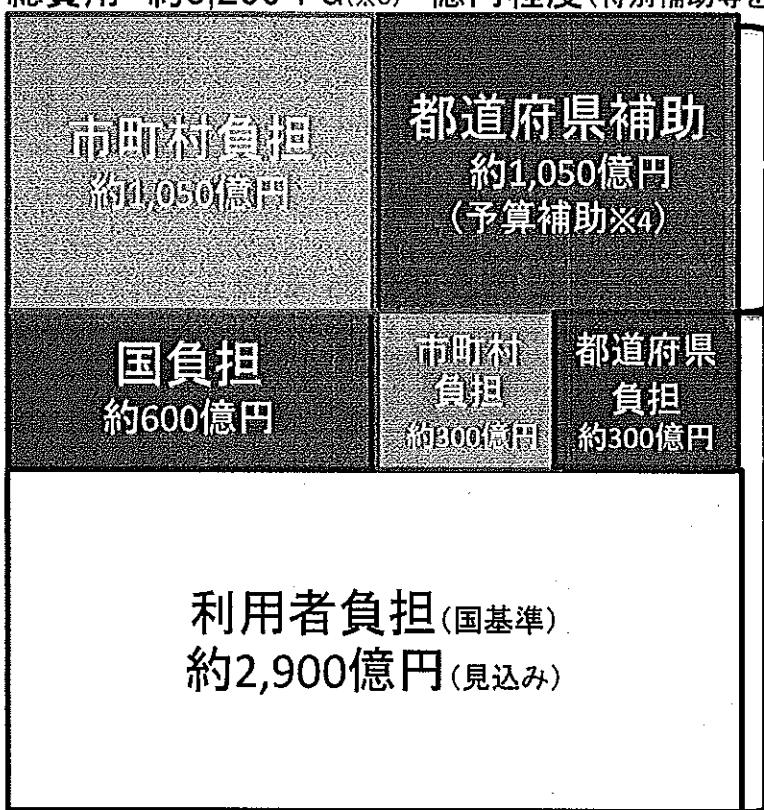


就園奨励
費補助

新制度の前提となる財政構造

総費用 約6,200 + α(※3) 億円程度(特別補助等を除く ※1)

地方単独
費用部分



全国統一
費用部分
約66%(見込み)
 $(=4,100 \div 6,200)$

※金額は仮に10割移行したと仮定した場合の額

※1 私学助成のうち、一般補助のうちの一種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。

※2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。

※3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。

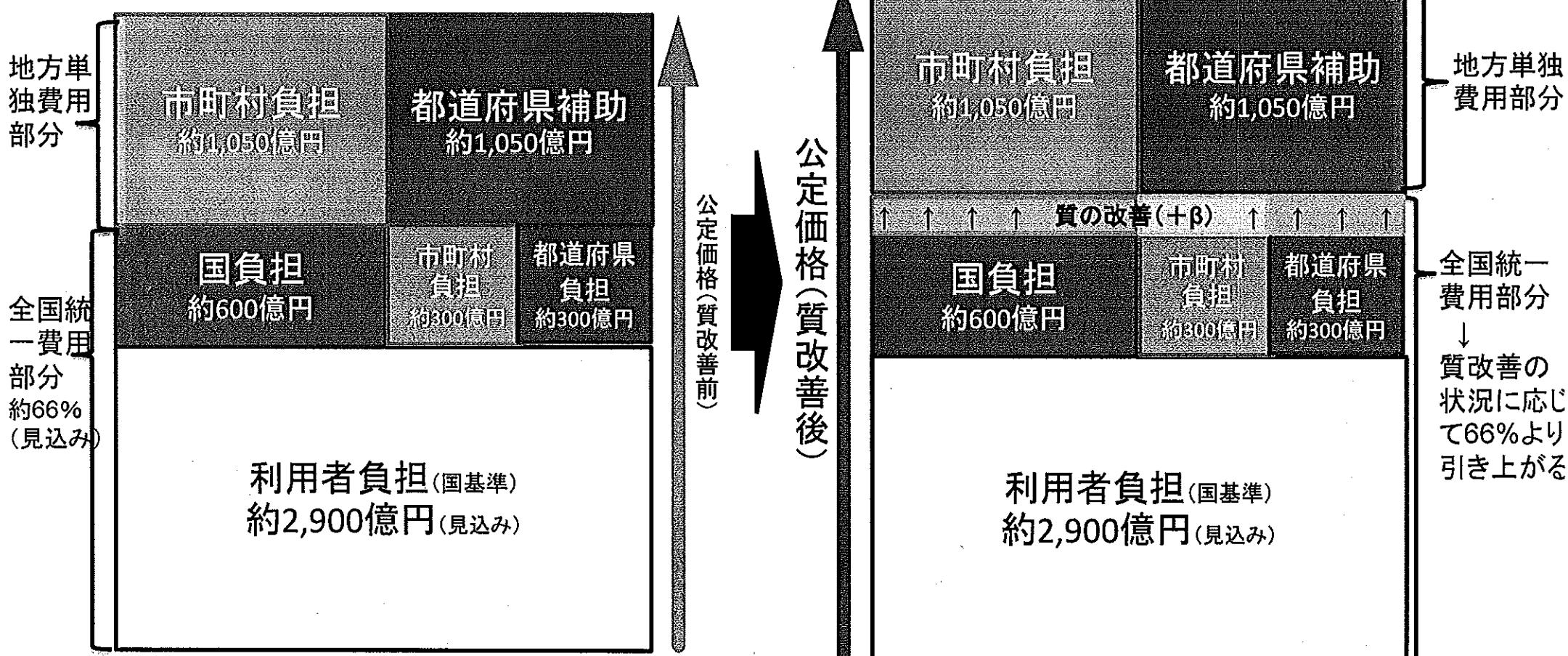
※4 新制度の図のうち、「国負担・都道府県負担・市町村負担」の部分は法律上の負担が規定されている。単独費用部分の都道府県補助は、各都道府県において補助事業の創設が必要。

私立幼稚園の財政構造の変化(2)(質改善、公定価格単価との関係)

- 質改善については、平成27年度以降実施されるが、全国統一費用部分の公費により反映することとなっている。従って、毎年度の質改善の反映状況(=単価の設定状況)に応じて、全国統一費用部分の割合が引き上がることになる。

新制度の前提となる財政構造 (施設型給付・質改善前)

総費用 約 $6,200 + \alpha_{(※3)}$ 億円程度(特別補助等を除く ※1)



※1 私学助成のうち的一般補助のうちの一種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。

※2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。

※3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。

新制度の施設型給付費と国・都道府県・市町村の財政負担

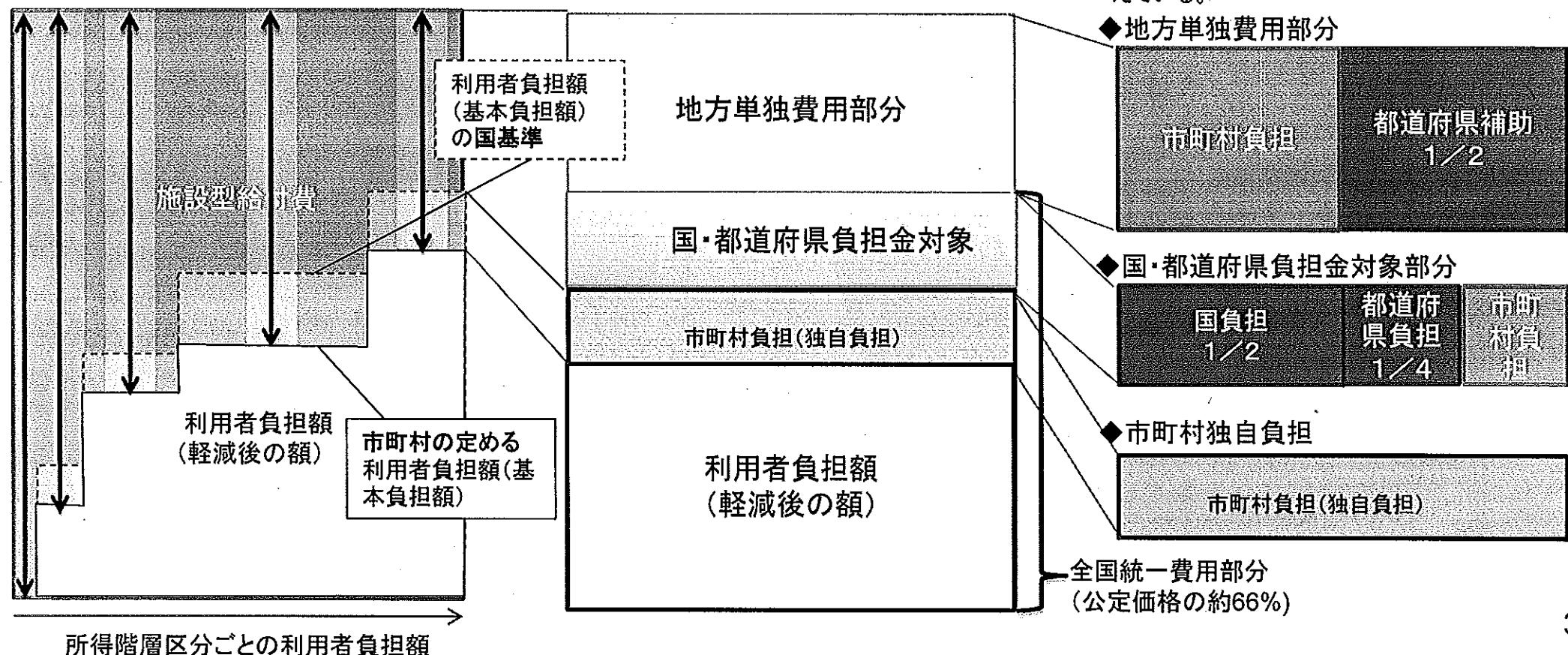
- 利用者負担について、市町村が国基準よりも軽減する場合は、その分施設型給付費が増額となるが、当該財源は市町村の財源(市町村負担)となり、各園にとっては、保護者から徴収する額が、給付費として代理受領する形に切り替わる。
- 国・都道府県の負担金は、国基準からの軽減措置の有無等に関わらず、国の定める利用者負担基準に基づき算定する。

施設型給付と利用者負担

- 利用者負担額(基本負担額)を国基準よりも軽減する場合、当該軽減した利用者負担額と公定価格との差額がそれぞれの子どもの施設型給付費額となる。
- 従って、所得階層により、給付費額及び利用者負担額が異なる。

全国統一費用部分と地方単独費用部分

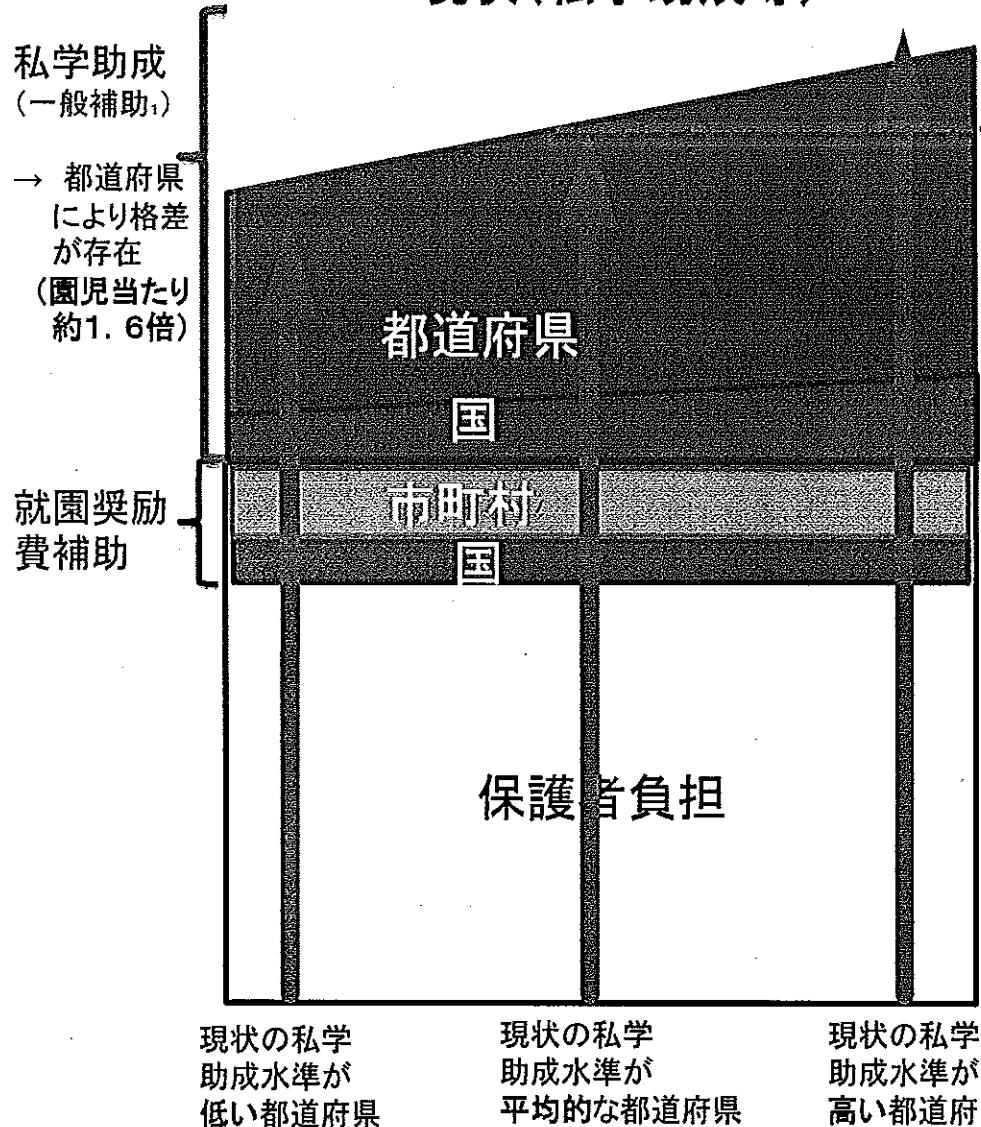
- 全国統一費用部分は、国基準の公定価格に対する定率(全国統一の率)で設定予定であるが、国・都道府県の負担金(公費)の対象となるのは、国基準の利用者負担額(基本負担額)を控除した額となる。



私立幼稚園の財政構造の変化(3)(都道府県による格差)

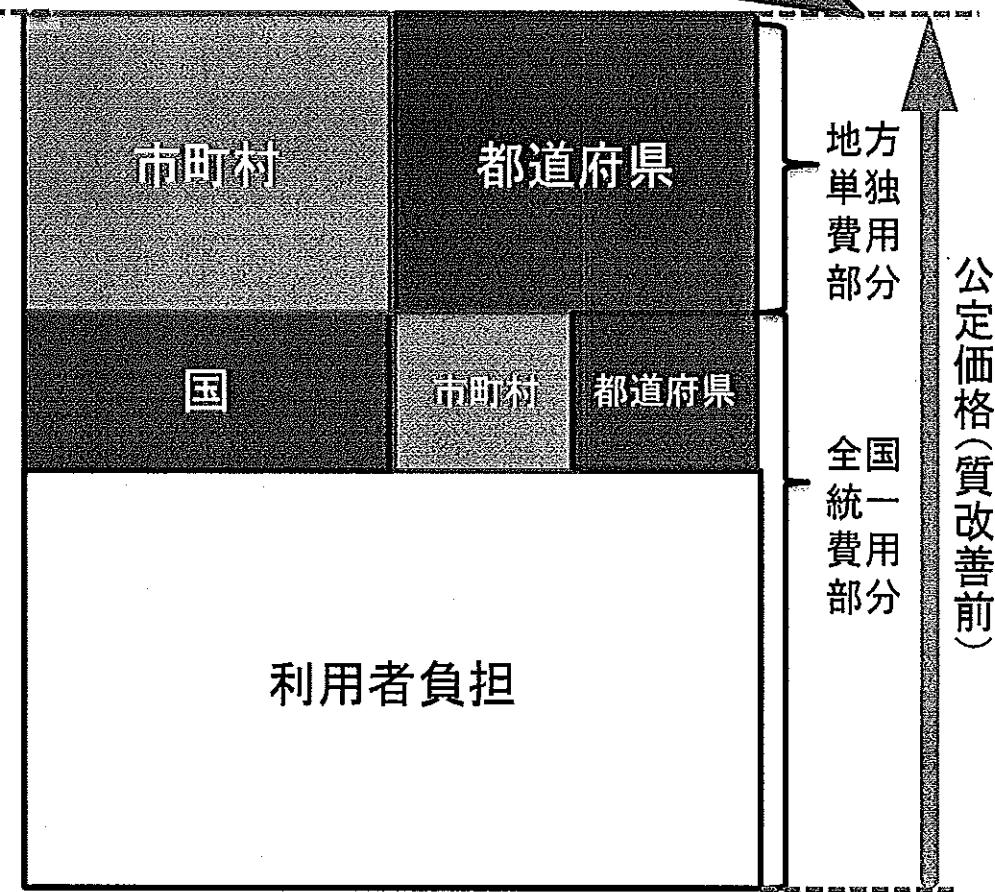
- 現状の私立幼稚園への財政支援の水準は、都道府県等により格差があるが、新制度における国が設定する財政支援(公定価格)の水準は、地方単独費用部分も含め、全国的水準を前提として、公定価格の基準設定及び地方財政措置を講ずる。
- 具体的な地方財政措置のあり方については、関係省庁と調整中。

現状(私学助成等)



新制度の施設型給付

新制度の財政支援の水準(国の公定価格)は、現状の全国的水準をベースに質改善を加えて設定



※ 上記の図は、現行の財政構造と、新制度の前提となる財政構造の違いを図示したものであり(1頁参照)、実際の施設型給付は質改善が反映されたものとなる(2頁参照)

(参考)

私立幼稚園の私学助成(経常費補助)の状況(都道府県別・平成25年度実績)

	私学助成(経常費補助) 1人当たり補助単価 <円>	学校法人 立幼稚園 数 <園>	私立幼稚園全体	
			施設数 <園>	在園児数 <人>
1 北海道	160,252	466	470	61,652
2 青森県	173,700	110	111	7,848
3 岩手県	175,655	82	84	9,546
4 宮城県	174,648	157	184	28,390
5 秋田県	174,819	64	74	6,409
6 山形県	173,663	83	90	10,242
7 福島県	195,203	134	150	16,863
8 茨城県	175,937	193	196	28,557
9 栃木県	178,426	185	192	30,061
10 群馬県	192,630	118	123	15,656
11 埼玉県	172,949	535	564	109,675
12 千葉県	175,437	403	427	83,003
13 東京都	169,662	509	848	158,051
14 神奈川県	122,609	541	669	137,466
15 新潟県	189,576	111	112	12,346
16 富山県	187,965	54	57	5,281
17 石川県	182,317	65	65	7,774
18 福井県	171,858	30	34	2,930
19 山梨県	151,450	65	69	6,212
20 長野県	138,819	102	106	12,171
21 岐阜県	157,935	105	105	18,501
22 静岡県	185,200	239	245	40,003
23 愛知県	157,366	417	429	86,994
24 三重県	168,591	57	60	10,840

* 道府県分交付税の園児1人当たり単価: 150,900円(H25)

* 国庫補助の園児1人当たり単価: 22,800円(H25)

* 園児1人当たり補助単価の最も高い県(199,242)と最も低い県(122,609)の比は約1.6倍

	私学助成(経常費補助) 1人当たり補助単価 <円>	学校法人 立幼稚園 数 <園>	私立幼稚園全体	
			施設数 <園>	在園児数 <人>
25 滋賀県	151,463	28	33	3,647
26 京都府	199,242	149	161	24,504
27 大阪府	171,892	411	432	94,635
28 兵庫県	181,618	211	248	45,839
29 奈良県	177,209	43	43	6,136
30 和歌山県	179,122	42	46	5,965
31 鳥取県	165,949	27	27	3,735
32 島根県	164,290	14	16	489
33 岡山県	155,177	35	35	5,809
34 広島県	164,570	195	206	29,773
35 山口県	177,357	129	141	14,162
36 徳島県	161,008	11	12	1,391
37 香川県	171,462	34	35	5,569
38 愛媛県	168,886	102	107	14,919
39 高知県	164,253	29	31	3,108
40 福岡県	178,393	368	429	63,834
41 佐賀県	177,032	89	94	8,565
42 長崎県	176,042	124	130	12,182
43 熊本県	169,006	110	111	13,643
44 大分県	167,672	67	74	8,565
45 宮崎県	165,983	115	116	9,818
46 鹿児島県	176,662	149	151	16,667
47 沖縄県	174,455	31	35	4,235
計		167,741	7,338	8,177 1,303,661